

●償還期間の特例

	貸付内容	償還期間 (据置期間)
①	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 3 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 2 項第 3 号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年政令第 205 号）第 7 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
②	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項に伴う改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成 8 年政令第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	15 年以内 (3 年以内)
③	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 2 項第 2 号口の措置を実施するのに必要な同法第 13 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
④	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第 9 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
⑤	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 17 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 19 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
⑥	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 4 項第 2 号の措置を実施するのに必要な同法第 10 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
⑦	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 11 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
⑧	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
⑨	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第 15 号に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
⑩	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 16 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)